

農林振興課

☎ 営農推進係 (511)

農業用廃プラスチック類の回収日程が決まりました

適正処理について	ハウスや田畑等で使用したフィルムなどの農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃掃法」)により排出事業者(農家)の自らの責任において処理することが義務づけられています。 また、ダイオキシン対策の強化などから自家焼却(野焼き)や自家所有地への埋立処分は「廃掃法」により禁止されています。														
処理方法	資源として有効利用される再生工場での再生処理を基本とします。 なお、廃缶についても再生処理を基本とします。														
産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け(携帯)について	産業廃棄物を排出事業者(農家)が車両で運搬する場合、車両への表示及び書面等の備え付けが必要です。														
再生処理のための回収日程(令和5年度) ★日程は予定であり、天候等で変更になる場合があります	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回収日程</th> <th>回収品目</th> <th>回収場所</th> <th>回収時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月20日(火)</td> <td>廃プラスチック類</td> <td rowspan="4">農協野菜選果場 (益丸広域農道沿い)</td> <td rowspan="4">9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00</td> </tr> <tr> <td>8月22日(火)</td> <td>廃プラスチック類</td> </tr> <tr> <td>12月5日(火)</td> <td>廃プラスチック類</td> </tr> <tr> <td>3月5日(火)</td> <td>廃プラスチック類・廃缶</td> </tr> </tbody> </table>	回収日程	回収品目	回収場所	回収時間	6月20日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場 (益丸広域農道沿い)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	8月22日(火)	廃プラスチック類	12月5日(火)	廃プラスチック類	3月5日(火)	廃プラスチック類・廃缶
回収日程	回収品目	回収場所	回収時間												
6月20日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場 (益丸広域農道沿い)	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00												
8月22日(火)	廃プラスチック類														
12月5日(火)	廃プラスチック類														
3月5日(火)	廃プラスチック類・廃缶														
回収品目、処理料金 (料金は税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回収品目</th> <th>処理料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック(農業用廃ビニール・農業用廃ポリ・農業用廃プラスチック類)</td> <td>40円/kg</td> </tr> <tr> <td>廃缶(テロン缶)</td> <td>44円/缶</td> </tr> </tbody> </table>	回収品目	処理料金	廃プラスチック(農業用廃ビニール・農業用廃ポリ・農業用廃プラスチック類)	40円/kg	廃缶(テロン缶)	44円/缶								
回収品目	処理料金														
廃プラスチック(農業用廃ビニール・農業用廃ポリ・農業用廃プラスチック類)	40円/kg														
廃缶(テロン缶)	44円/缶														
産業廃棄物を自ら埋立処分場で処理する場合	※基本的に再生利用を促進するためマニフェストの交付はおこないません。 (各自の責任で準備する事)														
お問い合わせ先	大崎町農業振興センター／大崎町役場 農林振興課 営農推進係														

変更になりました

農林振興課

☎ 畜産係 (505)

韓国で口蹄疫が発生 衛生管理の徹底をお願いします

令和5年5月10日以降に韓国の肉牛を飼養する農場において、令和元年以来4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。国内においては、口蹄疫の発生は平成22年の宮崎県における発生以降、確認されておりませんが、過去の例をみると韓国で発生した後、日本で発生する可能性が非常に高くなっています。現在、日本へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。

家畜の飼養農家におかれましては衛生管理を徹底していただきますようお願いいたします。また町民の皆さまには家畜を飼養している農場へは立ち入らないよう、またやむを得ず立ち入る際は十分な衛生対策を講じていただきますようお願いいたします。